上越市オフィスビル整備支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、駅周辺商業地域内への企業進出の促進を図るため、同地区内における オフィスビルの整備に要する費用の一部を予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、 上越市補助金交付規則(昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。)に定め るもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「駅周辺商業地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第2項第1号の規定により定めた上越都市計画地区計画上越妙高駅周辺地区地区計画(以下「地区計画」という。)の地区整備計画におけるA地区及びB地区をいう。
- 2 この要綱において「オフィスビル」とは、次に掲げる要件を満たす賃貸オフィスビルをいう。
 - (1) 総延床面積が1,500㎡以上であること。
 - (2) 入居企業その他関係する団体と連携したDX推進、人材育成等のソフト事業を実施することができる共用スペースがあること。
 - (3) 入居者用及び来客用の駐車場スペースがあること。
 - (4) 地区計画及び景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により策定された上越市景観計画を遵守していること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、駅周辺商業 地域において、令和7年3月31日までにオフィスビルを整備し、当該整備に係る経費の 支払いが完了する事業とする。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる人及び団体(以下「補助対象者」という。) は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 次に掲げる事業を行うものでないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) に基づく営業の許可又は届出を要する事業
 - イ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業者ではないこと。
 - (3) 市税を完納していること。
 - (4) オフィスビルの開業日から5年を経過する日までの間、当該オフィスビルを他の企業へ賃貸すること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、オフィスビルの整備に係る調査設計、工事及び備品購入に要する 経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、申請年度に支払いが完了する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、一の事業者当たり一の年度につき5千万円を上限とする。

(全体計画書の提出等)

- 第7条 補助金を受けようとする人及び団体は、あらかじめ補助対象者としての認定を受けなければならない。この場合において、認定する期間は、認定の日から令和7年3月31 日までとする。
- 2 補助対象者の認定を受けようとする人及び団体は、補助対象事業に着手する前に上越市 オフィスビル整備支援補助金事業全体計画書(第1号様式。以下「全体計画書」という。) に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 添付図書 次のとおりとする。
 - ア 位置図
 - イ 計画する地区面積を示す図面
 - ウ 計画建築物の図面(配置図、平面図、立面図、断面図及び構造図(1/500以上))
 - エ 現況写真
 - オ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し(抄本)
 - カ 土地の登記事項証明書
 - キ 会社概要及び定款
 - ク 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)直近3ヶ年分
 - ケ 融資可能証明(借入金が発生する場合に限る。)
 - (2) 納稅状況調査承諾書(第2号様式)
- 3 市長は、前項の全体計画書の提出があったときは、これを審査し、認定の可否を決定し 認定

たときは、上越市オフィスビル整備支援補助金補助対象者 通知書(第3号様式)によ 却下

り通知するものとする。

(交付申請書の添付書類)

第8条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、補助対象事業に係る資金計画書と する。

(補助対象者の認定の取消し等)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定及

び交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

- (1) 補助対象事業を廃止したとき。
- (2) 第4条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為により補助対象者の認定又は補助金の交付を受けたとき。
- (4) 社会的な信用を著しく損なう法令違反をしたとき。 (遂行状況報告)
- 第10条 規則第5条により交付決定を受けた補助事業者は、市長から補助対象事業の報告を求められたときは、上越市オフィスビル整備支援補助金事業遂行状況報告書(第4号様式)により、速やかに報告しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

- 第11条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 上越市オフィスビル整備支援補助金事業成果報告書(第5号様式)
 - (2) 竣工写真(施工状況が確認することができる写真及び完成写真)
 - (3) 竣工図書(配置図、平面図、立面図、断面図及び構造図を含む。(1/500以上)) (その他)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から実施する。